

最低賃金

引き上げによる **漁業経営体** の負担軽減のため

1経営体
あたり **15万円** の支援金を給付します！

申請期間は

令和8年6月1日から **12月28日** まで

ただし予算上限に達し次第受付終了となります

雇用保険に**加入している**経営体はこちら

中小・小規模事業者賃上げ緊急支援金

支援要件

従業員を1人以上雇用する県内中小・小規模事業者

問合せ先

中小・小規模事業者賃上げ緊急支援金事務局

電話 095-893-6260

受付時間：平日9:00～17:45 ※土・日・祝日除く

HP <https://nagasaki-chinage-shien.jp/>



雇用保険に**加入していない**経営体はこちら

中小漁業賃上げ対策緊急支援金

支援要件

漁業従事者を1人以上雇用していること

問合せ先

中小漁業賃上げ対策支援金事務局

(委託先：長崎県漁業協同組合連合会)

電話 095-829-2415 (指導課)

受付時間：平日8:45～16:45 ※土・日・祝日除く

